

# 山口県報

平成18年  
12月8日  
(金曜日)

## 目次

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
身体障害者福祉法に規定する医師の指定(障害者支援課)	二	二
土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)	三	四
道路の区域の変更(道路整備課)	四	四
道路の供用の開始(道路整備課)	五	四
土木関係建設コンサルタント業務共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(四件) (河川課)	六	五
特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査(住宅課)	七	六
公告		〇
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	八	一
特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)	九	一
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)	一〇	一
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(四件)(商政課)	一一	二
土地改良事業施行協議に係る決定(農村整備課)	一二	三
電線共同溝を整備すべき道路の指定(道路整備課)	一三	三
一般競争入札の実施(物品管理課)	一四	四
企業管理規程	一五	四
山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程	一六	五

### 山口県告示第六百五十号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成十八年十二月八日から同月二十八日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市生活環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所  
氏名又は名称 日本製紙株式会社  
住 所 東京都北区王子一丁目四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地  
名 称 日本製紙株式会社岩国工場  
所 在 地 岩国市飯田町二丁目八番一号
- 三 特定施設に関する事項  
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 ( $N_m^3$ /時)	工 事 着 手 予 定 日 付	工 事 完 成 予 定 日 付	使 用 開 始 予 定 日 付	使 用 時 間 隔 隔 日 付
二三一ル	二六、四〇〇	平成一九、 一、四	平成一九、 四、二〇	平成一九、 五、一	連 続 二 四時間 変動なし

備考 「二三一ル」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十三号のバルブ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する廃ガス洗浄施設をいう。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
二 三 一 一 ル	七	八	二
水素イオン濃度 (水素指数)	六	六	二
化学的酸素要求量 (mg/l)	五	五	二
浮遊物質量 (mg/l)	一〇〇	一〇〇	二
窒素 (mg/l)	〇・一	〇・一	二
リン (mg/l)	〇・一五	〇・一五	二
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	〇・〇一五	〇・〇一五	二
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	二〇〇	二〇〇	二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

四 汚水等の処理施設に関する事項

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造	能 力 (m <sup>3</sup> /日)	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 年 月 日	工事完成予定 年 月 日	使用開始予定 年 月 日
凝集沈殿施設	鉄筋コンクリート	一七八、〇〇〇	凝集沈殿	連続	二四時間	変動なし	(既)		(設)

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類	汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	処 理 前	処 理 後	
凝集沈殿施設	六	〇	一六三
水素イオン濃度 (水素指数)	七	〇	一六三
化学的酸素要求量 (mg/l)	五	〇	一六三
浮遊物質量 (mg/l)	二七	〇	一六三
窒素 (mg/l)	二・九	〇	一六三
リン (mg/l)	〇・一	〇	一六三
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	検出せず	〇	一六三
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	一六三	〇	一六三

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排 出 水 の 一 日 当 た り の 量 (m <sup>3</sup> )
	通 常	最 大	
七	九	六	三六、六〇〇
水素イオン濃度 (水素指数)	六	六	三六、六〇〇
化学的酸素要求量 (mg/l)	四	四	三六、六〇〇
浮遊物質量 (mg/l)	二八・六	二八・六	三六、六〇〇
窒素 (mg/l)	八・一	八・一	三六、六〇〇
リン (mg/l)	〇・八九	〇・八九	三六、六〇〇
ダイオキシン類 (pg-TEQ/l)	〇・〇二二	〇・〇二二	三六、六〇〇
排出水の一日当たりの量 (m <sup>3</sup> )	三六、六〇〇	三六、六〇〇	三六、六〇〇

定する医師として指定した。

平成十八年十二月八日

山口県告示第六百五十一号

次の者を身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規

山口県知事 二井 関 成

医師氏名	名称	療	所	在	地	診療科目	指定年月日
今城 靖明	山口大学医学部 附属病院	宇部市南小串二丁目 一番一号	整形外科	平成一八、 一、	一、	一	一
熊谷 直樹	"	"	眼科	"	"	"	"
岩立 史佳	医療法人仁心会 仁心会病院	番一七号 寿町三丁目三	内科	四、	四、	一	一
田尾 健	社中興産株式会 社中央病院	五〇 大字西岐波七	"	"	"	"	"
井形 岳郎	"	"	眼科	七、	七、	"	"
橋本 貴弘	"	"	整形外科	"	"	"	"
平野 晋司	"	"	眼科	"	"	"	"
上野 宏泰	医療法人聖比留 会セントヒル病 院	四六二の三 一	整形外科	"	"	"	"
藤井 善蔵	"	"	内科	"	"	"	"
松本 奉	"	"	"	"	"	"	"
梅地 恭子	医療法人聖比留 会厚南セントヒ ル病院	一〇八 大字妻崎開作	"	"	"	"	"
小倉 寛	医療法人おぐら クリニツク	六号 常藤町四番二	内科、消 化器科、 外科、肛	四、	四、	"	"
的場 勝弘	山口県厚生農業 協同組合連合会 小郡第一総合病 院	二の三 山口市小郡下郷八六	外科	"	"	"	"
池上 直慶	済生会山口総合 病院	号 緑町二番一	内科	七、	七、	"	"
門屋 亮	綜合病院山口赤 十字病院	の 八幡馬場五三	小児科	"	"	"	"
坪根 徹	医療法人社団向 陽会阿知須同仁 病院	一の四 阿知須四二四	整形外科	"	"	"	"
中山 隆安	萩市国民健康保 険市立富診療セン ター	九五 萩市大字弥富下三九	内科、神 経内科	"	"	"	"
吉國 友和	村田博愛病院	一、二 防府市お茶屋町二番	内科、呼 吸器科	一、	一、	"	"
村上 直子	山口県立総合医 療センター	" 大字大崎七七	科耳鼻咽喉	四、	四、	"	"
古屋敷 進	古屋敷医院	一八番一五号 八王子二丁目	内科、整 形外科	"	"	"	"
田中屋宏爾	独立行政法人国 立病院機構岩国 医療センター	五番一号 岩国市黒磯町二丁目	外科	一、	一、	"	"
折田 雅彦	光市立光総合病 院	〇番一号 光市虹ヶ浜二丁目一	"	七、	七、	"	"
白尾 敏之	"	"	脳神経外 科	"	"	"	"
大塚 健	光市立大和総合 病院	" 大字岩田九七四	整形外科	"	"	"	"
竹本 将彦	独立行政法人国 立病院機構柳井 病院	柳井市伊保庄九五	外科	四、	四、	"	"
古道 勇介	"	"	"	"	"	"	"
松本 信夫	"	"	内科	"	"	"	"
今村 竜治	美祿市立病院	三三三の一 美祿市大嶺町東分一	整形外科	七、	七、	"	"
堀池 修	綜合病院社会保 険徳山中央病院	号 周南市孝田町一番一	耳鼻咽喉	一、	一、	"	"
中村 幸生	中村眼科医院	四の三 二番町二丁目	眼科	四、	四、	"	"
中森 芳宜	周南市立新南陽 市民病院	三番一五号 宮の前二丁目	内科	七、	七、	"	"
中村佳寿子	中島医院	三丁目一五番一二号 山陽小野田市日出	"	一、	一、	"	"
藤岡顕太郎	山陽小野田市立 小野田市民病院	高泊一八六三の一 大字東	外科	四、	四、	"	"
冲野 基規	"	"	"	七、	七、	"	"
沼 秀親	周防大島町立橋 病院	大島郡周防大島町大 字西安下庄三九二〇	泌尿器科	四、	四、	"	"
日高 光宣	玖珂中央病院	八玖珂郡玖珂町一四四	内科	一、	一、	"	"

山口県告示第六百五十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成

市町名 施行地区  
山陽小野田市 冷泉地区  
業務の種類 同意年月日  
ため池の整備 平成一八、一二、一

山口県告示第六百五十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年十二月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 一般国道  
路線名 一八七号  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
岩国市錦町府谷字下も山二〇一七の 三地先から 同市錦町府谷字五味一五八三の一 地先まで	最狭 一五・七	最狭 一六・五	六三・〇	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 一般国道  
路線名 三二五号  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
周南市大字長穂字影の地一七二九の 一地先から 同市同大字 同字一七二八の三 地先まで	最狭 一三・四〇	最狭 一一・八	七一・九	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 一般国道  
路線名 三二六号  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
美祢市大嶺町東分字沖田二二六の 八地先から 同市大嶺町東分字下沖田二二七の 一地先まで	最狭 三一・四	最狭 三一・二	八〇・二	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道  
路線名 岩国玖珂線  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
岩国市川西四丁目二八八四の一 地先から 同市同町八五の二八地先まで	最狭 七四・二	最狭 四四・〇〇	四八一・六	道路改良工 事の完了による。

道路の種類 県道  
路線名 美東秋芳西寺線  
道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延 (メートル)長	備 考
	新	旧		
美祢郡美東町大字真名字長谷三三五 の二地先から	最狭 二六・七	最狭 二一・八	三三七・三	

同郡 同町 同大字字黒川三三〇九の八地先まで	新	最狭 四一・八	三三・七・三	道路改良工事の完了による。
------------------------	---	------------	--------	---------------

道路の種類 県道  
路 線 名 萩秋芳線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
美祢郡美東町大字絵堂字杉ヶ埜二〇六五の一地先から同郡同町同大字同字二〇六二の一地先まで	最狭 二一四・四〇	最狭 一一四・〇〇		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 柿木山口線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
山口市仁保上郷字渡樋ノ口二二三三の一地先から同市仁保上郷字下東二二三九の一地先まで	最狭 二一六・三九	最狭 一一三・二七		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 本郷周東線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
岩国市天尾字かやが迫三三八の一地先から同市天尾 同字三二四地先まで	最狭 六一三・三三	最狭 一四四・〇二		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 美祢小郡線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字小野字菅平六六七三の四地先から同市同大字字梅ノ木六六四一の一地先まで	最狭 三九七・二〇	最狭 一一六・七六		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路改良工事の完了による。

道路の種類 県道  
路 線 名 琴芝際波線  
道路の区域

区 間	新	旧	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
宇部市大字際波字新開四ノ割八〇二の一地先から同市同大字同字八〇三の一地先まで	最狭 一一六・四	最狭 一〇五・八八		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	道路改良工事の完了による。

**山口県告示第六百五十四号**

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。  
その関係図面は、平成十八年十二月八日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日

萩秋芳線道	美祢郡美東町大字繪堂字杉ヶ埜二〇六五の一地从先から 同郡同町同大字同字二〇六二の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
美東秋芳西道	美祢郡美東町大字真名字長谷三二五八の二地从先から 同郡同町同大字字黒川三三〇九の八地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
岩国玖珂線道	岩国市川西四丁目二八八四の一地从先から 同市同町八五の二八八四の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
一般国道三一六号	美祢市大嶺町東分字沖田二二二六の八地从先から 同市大嶺町東分字下沖田二二七一の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
一般国道三一五号	周南市大字長穂字影の地二七二九の一地从先から 同市同大字同字一七二八の三地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
一般国道一八七号	岩国市錦町府谷字下も山二〇一七の三地从先から 同市錦町府谷字五味一五八三の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日

本郷周東線道	岩国市天尾字かやが迫三六八の一地从先から 同市天尾同字三二四地先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
美祢小郡線道	宇部市大字小野字芦平六六七三の四地从先から 同市同大字字梅ノ木六六四一の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
琴芝際波線道	宇部市大字際波字新開四ノ割八〇二の一地从先から 同市同大字同字八〇三の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日
柿木山口線道	山口市仁保上郷字渡樋ノ口二二三三の一地从先から 同市仁保上郷字下東二二三九の一地从先まで	供用開始の期日 平成十八年十二月九日

**山口県告示第六百五十五号**

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の五第一項の規定により、柳川水系柳川及び馬刃川水系馬刃川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成（第一工区）の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格（以下「経営規模等入札参加資格」という。）及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成



- 一 柳川水系柳川及び馬刃川水系馬刃川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 防府市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十八パーセント以上であること。

- (二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年十二月七日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
  - 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
  - 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
  - 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

- (三) 申請書等の提出場所  
防府土木建築事務所 防府市駅南町一三番四〇号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年十二月八日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年一月十一日までに発送する。
- 四 その他  
この審査についての問合せは、防府土木建築事務所(電話〇八三五―二一三四八五)にすること。

山口県告示第六百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、南若川水系南若川、幸之江川水系今津川及び土路石川水系土路石川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 南若川水系南若川、幸之江川水系今津川及び土路石川水系土路石川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 山口市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
	水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成	一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年十二月七日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所  
 山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号

(四) 申請書等の提出期間及び時間  
 平成十八年十二月八日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年一月十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三一九二一一〇七

〇)とする。

山口県告示第六百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の五第一項の規定により、木屋川水系木屋川及び田部川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成

- 一 木屋川水系木屋川及び田部川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)
- (一) 履行場所 下関市内
- (二) 業務の概要

業 務	内 容	数 量
水防法(昭和二十四年法律第百九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成		一式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年十二月七日までに山口県知事がその結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサル



三 ルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法  
 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年十二月八日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法

経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年一月十一日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、下関土木建築事務所(電話〇八三二一三三二七〇)にすること。

山口県告示第六百五十八号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、武久川水系武久川、綾羅木川水系綾羅木川及び友田川水系友田川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定め

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関成

一 武久川水系武久川、綾羅木川水系綾羅木川及び友田川水系友田川に係る浸水想定区域の調査及び図面の作成(第一工区)

(一) 履行場所 下関市内  
 (二) 業務の概要

業	務	内	容	数	量
水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項に規定する浸水想定区域に係る調査及び図面の作成				一	式

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)の二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木関係建設コンサルタント業務のA等級であること。
- 2 測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十条の三に規定する測量業者であること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の告示二の(二)に規定する審査で平成十八年十二月七日までに山口県知事の結果の通知を行ったもののうち直近のもの土木関係建設コンサルタント業務の総合点数が二百三十点を超えていること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 建設工事等競争入札参加資格認定通知書の写し
- 3 測量法第五十五条の五第一項の規定による登録に係る通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所  
下関土木建築事務所 下関市貴船町三丁目二番一号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年十二月八日から同月十九日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成十九年一月十一日までに発送する。
- (五) その他  
この審査についての問合せは、下関土木建築事務所(電話〇八三二―三三―七二〇)にすること。

山口県告示第六百五十九号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の五第一項の規定により、稗田県営住宅全面的改善工事の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)及び当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

- 一 稗田県営住宅全面的改善工事
- (一) 工事場所 下関市山の田北町八三番一
- (二) 工事の概要

工 種	延 べ 面 積
規模増改善工 バリアフリー住戸改善工 共用部分改善工	二、四九六平方メートル

二 経営規模等入札参加資格  
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が建築一式工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(建築工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年十二月七日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(建築一式工事の数値が八百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の建築一式工事の数値が七百以上であること。

三 経営規模等入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等  
経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)(を提出しなければならない。)
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法  
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所  
山口県土木建築部住宅課 山口市滝町一番一号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間  
平成十八年十二月二十一日から同月二十六日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法  
経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を

平成十九年一月十五日までに発送する。  
四 その他

この審査についての問合せは、山口県土木建築部住宅課（電話〇八三一九三三―三八七〇）にすること。



（六〇八）特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年一月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 あとう観光協会

代表者の氏名 柴田 守之

主たる事務所の所在地 阿武郡阿東町大字徳佐中三七三四番地五

三 定款に記載された目的

阿東町内及び周辺地域の観光関係機関並びに諸団体と地域住民及び消費者との連携を密にし、都市と中山間地域との交流を進めることにより、自らの質を高め、阿東町の観光の促進及び地域づくりに寄与すること。

（六〇九）特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年一月二十九日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十八年十一月二十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 特定非営利活動法人青空

代表者の氏名 河杉ふみ江

主たる事務所の所在地 防府市八王子二丁目一六番二号

（六一〇）大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十二月八日から平成十九年四月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 下松タウンセンター開発株式会社

住所 下松市中央町二一番三号

代表者の氏名 齋藤 明弘

山田 宏

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	株式会社西友	渡邊 紀征	エドワード・ジェームズ・カレッジ・エッセイキー

四 届出年月日

平成十八年十一月二十四日

五 変更年月日  
平成十八年三月二十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星ブラザ  
所在地 下松市中央町二一番三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
齋藤 明弘

下松タウンセンター開発 下松市中央町二一番三号  
株式会社

三 変更に係る事項の概要

下松商業開発株式会社 " " " " 山田 宏

大規模小売店舗を 設置する者の 代表者の氏名	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
齋藤 明弘	変更に係る事項	変 更 前	変 更 後

四 届出年月日

平成十八年十一月二十四日

五 変更年月日

平成十八年十月十三日

(六一一) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十八年十二月八日から平成十九年四月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ジャスコ安岡店  
所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名  
株式会社博多グリーンホ 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号 菊谷 茂吉  
テル

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変 更 前

変 更 後

有限会社アヤラギ薬局

有限会社アヤラギ薬局

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

有限会社山田屋

有限会社山田屋

中牟田繭子

中牟田繭子

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

サンカクヤ株式会社  
株式会社東部住販

福岡県大牟田市大字手鎌一八一  
下関市南部町二三番一五号

福岡県大牟田市大字宮部六四の四  
下関市岬之町一四六号

四 届出年月日

平成十八年十一月二十七日

五 変更年月日

平成十八年十月二十日

(六一二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十一日山口県公告(三九〇)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 コープ宇部店  
所在地 宇部市恩田町二丁目四一九〇の二

二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(六一三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十一日山口県公告(三九一)に係る大規模小売店舗について次のとおり美祢市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び美祢市商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 協同組合美祢ショッピングセンター

所在地 美祢市大嶺町東分二九三の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六一四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十五日山口県公告(三九七)に係る大規模小売店舗について次のとおり周南市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ECOTOWN(エコタウン)

所在地 周南市秋月一丁目一番一号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六一五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十八年七月二十八日山口県公告(四〇二)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年十二月八日から平成十九年一月九日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザ・モール周南、星プラザ

所在地 下松市中央町二一番三号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(六一六) 市町が行う土地改良事業の施行の協議に係る決定

次の市町が行う土地改良事業の施行の協議は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の内容

市町名

施行地区

事業の種類

宇部市

上花香大堤地区

ため池の整備

二 縦覧の期間

平成十八年十二月十一日から平成十九年一月四日まで

三 縦覧の場所



山口県農林水産部農村整備課

(六一七) 電線共同溝を整備すべき道路の指定

電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定しました。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	宮野大歳線	山口市吉敷字上溝部四〇九七の四地先から 同市吉敷字中竹の後四五六八の一 địa先まで

(六一八) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十八年十二月八日

山口県知事 二井 関 成

一 入札に付する事項

- 次に掲げる物品の購入
  - (一) 物品の名称及び数量
  - (二) 物品の特質等
  - (三) 入札説明書及び仕様書による。
  - (四) 納入期限
- 平成十九年二月二十八日
- (四) 納入場所
- 山口県教育庁教育政策課ほか八十五箇所
- 二 入札参加資格
- 入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
- (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定

する者でないこと。

- (二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

- (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十八年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県出納局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県出納局物品管理課

(三) 受領期限

平成十九年一月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年一月十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県出納局物品管理課第二入札室

(二) 日時

平成十九年一月十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。



八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (一) 入札参加資格のない者がした入札
  - (二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札
  - (三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
- 九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第一百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

- (一) 契約担当者  
山口県知事 二井 関成
- (二) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (三) 契約書の作成の要否  
要
- (四) 契約保証金  
免除する。
- (五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県出納局物品管理課に申請書を提出すること。
- (六) 詳細については、山口県出納局物品管理課(電話〇八三一九三三―三三九六〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of terminals for the prefectural school computer network
- (3) Delivery period: February 28, 2007
- (4) Delivery place: Education Policy Division, Yamaguchi Prefectural Board of Education and 85 other places
- (5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Treasury Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., January 17, 2007  
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., January 18, 2007)



山口県企業管理規程第十二号

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成十八年十二月八日

山口県公営企業管理者 清 弘 和 毅

山口県企業局職員就業規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局職員就業規程(昭和四十年山口県企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第十条第三号の二口中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改める。

附 則

この管理規程は、平成十八年十二月八日から施行する。

平成十八年十二月八日印刷

発行所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）